

苫前町立学校ホームページの作成と公表に関するガイドライン

苫前町教育委員会

1. 苫前町立学校ホームページの作成と公開の目的

- (1) 町内各小中学校の特色や教育活動について広く一般に紹介し、学校の活性化を図る。
- (2) 児童生徒の学習成果や活動を公開し、児童生徒の学習活動をさらに深める。
- (3) 公表することにより、保護者並びに地域の学校教育活動への理解と協力を得るとともに、開かれた学校づくりにつなげる。

2. 各学校ホームページの作成管理

- (1) ホームページの管理責任者は校長とする。
- (2) ホームページの作成運営は、校長の任を受けた所属職員（以下【ホームページ担当者】）が行う。
- (3) ホームページ担当者は、本ガイドラインをもとにホームページを作成する。
- (4) ホームページ担当者は、管理責任者の許諾を得て公開及びデータの更新を行う。
- (5) ホームページについての情報は、必要に応じて児童生徒・保護者に周知する。
- (6) ホームページの内容で問題等が生じた際には、速やかに適切な対応を行う。

3. 関係法令等の遵守

- (1) 個人情報の利用、管理については苫前町が定める個人情報の取り扱いに関する法令を遵守する。
- (2) 作成にあたっては知的財産権、肖像権、プライバシー等の保護に関する法令等を遵守する。

□個人情報のガイドライン

- 教育活動及び、地域との情報交流の役割にそぐわない情報は掲載しない。
- 児童生徒及び関係者の住所、電話番号、生年月日、家庭の状況、成績等を掲載しない。
- 著作権が各学校に帰属するもの、または、著作権フリーのものに限る。
- 教育活動の過程や成果、地域との情報交流を正しく伝えるものに限る。
- 教育活動の範囲内での画像に限る。私的な画像は掲載しない。
- 名札や名前カードなど、個人が特定できるものを画像と共に掲載しない。（美術や書写の作品などの画像に関しても同様に扱う）
- 画像の児童生徒の顔が鮮明にならないように、縮小サイズや遠景撮影、低画質のものとする

4. 学校ホームページの掲載内容

- (1) 学校案内、教育目標、学校経営計画、教育の取組
- (2) 学校から保護者への連絡、報告、案内等（学校だよりなど）
- (3) 児童生徒の教育活動の様子（授業、行事、児童会・生徒会活動、作品など）
- (4) P T A活動の様子（奉仕作業活動など）
- (5) 管理責任者が、本校ホームページに掲載することが望ましいと判断した情報

5. 学校ホームページに掲載しない内容

- (1) 個人に関係のない第三者にも明らかに特定できる児童生徒の写真
- (2) 個人情報に関する情報
- (3) 本や新聞の記事・写真等で著作権者の承認がないもの
- (4) 政治、宗教活動に関するもの・法令に反する恐れのあるもの
- (5) 公序良俗に反するもの・営利を目的とするもの
- (6) 管理責任者が、自校のホームページに掲載する内容としてふさわしくないと判断したもの

6. 学校ホームページ作成及び公開に関する留意事項

- (1) 児童生徒及び教職員、その他関係者の個人情報は原則として掲載しない。ただし教育活動の様子や制作した作品、活動の成果等の紹介が、教育活動の目的を達成するために必要であると管理責任者が判断したものについては、本人の許諾（児童生徒の場合は本人及び保護者の許諾）を得られたものについてのみ個人情報を掲載する。（表彰など）
- (2) 写真、映像については児童生徒及び教職員の顔がはっきりと分かる写真は掲載しない。ただし、個人が特定できない程度の写真は掲載できるものとする。やむを得ず個人が特定できる肖像を掲載する場合には、本人の許諾（児童生徒の場合は本人及び保護者の許諾）が得られたものについてのみ掲載する。
- (3) 制作した作品、作文等の著作物については、著作者の許諾を得た上で、著作権を侵害しないよう細心の注意を払って取り扱い、掲載するものとする。
- (4) 情報の掲載期間は、当該情報を公開する目的を達するまでの期間とし、適切に更新する。
- (5) 情報の発信においては、常に最新で正確な情報を掲載するよう、慎重に内容を吟味し、適切に更新する。
- (6) 事前に許諾を得た内容であっても、本人（児童生徒の場合は本人または保護者）から情報の訂正や、掲載または公開を中止するよう申し出があった場合は、速やかに情報を訂正、削除する等適切に対処する。

7. ガイドラインの取り扱い

- (1) 本ガイドラインは、各学校ホームページに掲載する。
- (2) 本ガイドラインは、児童生徒、保護者、教職員に周知する。
- (3) 本ガイドラインの改正については、必要に応じて町校長会で検討し、苫前町教育委員会の承認を受けたものについて改正を行う。
- (4) 本ガイドラインを基本とし、記載のない内容については、管理責任者の判断により、学校毎に取り決めをし、学校ホームページにも掲載する。

〔附則〕 本ガイドラインは平成30年10月30日より施行する。